第９回総会議事録（Ｒ８年９月）

都城市農業委員会

1　日　　時　　令和８年９月 30 日　　午前９時 30 分～

2　場　　所　　中央公民館　大会議室

3　委　　員

出	1 徳益　吉明	出	2 岡元　孝仁	出	3 有川　はつ子	出	4 馬渡　広二
出	5 山中　美代子(代理)	出	6 福島　真希	出	7 坂之下　昭二	出	8 徳留　博文
出	9 大久保　義広	出	10 坂上　和秋（会長）	出	11 永田　勇作	出	12 迫田　嘉正
出	13 田中　加代子	出	14 紺家　知征	出	15 下西　弘美	出	16 福島　清邦
出	17 立山　一生	出	18 七日市　昌子	出	19 乙守　賢次	出	20 福岡　芳文
出	21 田中　和美	出	22 中島　学	出	23 福田　安昭	出	24 兒玉　圭亮

4　事 務 局

局　　長　永留　伸二
主　　幹　黒葛原　尊
主　　事　岩永　桃佳
副 主 幹　水間　淳也（高城総合支所）
技　　師　上西　匡斗（高崎総合支所）

次　　長　鴇　浩二
主　　事　畑中　友紀乃
副 主 幹　齊藤　千鶴（山之口総合支所）
副 主 幹　山波　幸二（山田総合支所）

5　付議案件

報告第 16 号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

議案第 60 号　非農地証明について
議案第 61 号　農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について
議案第 62 号　農地法第５条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
議案第 63 号　農地法第３条許可申請による農業委員会の許可決定について
議案第 64 号　農地法第４条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
議案第 65 号　農地法第５条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について
議案第 66 号　農地の競（公）売に参加するための買受適格証明願について（５条）
議案第 67 号　農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）

第９回総会議事録

議　　長　ただいまより令和８年の第９回総会を開催いたします。本日は 24 名全員の出席となっております。議事録署名人を私から指名させていただきます。16 番委員と 17 番委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に移ります。本日は報告案件１件、議案８件となっております。まず報告案件についてです。報告第 16 号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」です。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局　ご報告いたします。報告第 16 号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」でございます。議案書は１ページから 68 ページになります。今月は 134 件の通知があり、346,224.48 ㎡の内容となっております。以上でございます。

議　　長　ただいま報告案件の説明が終わりましたが、ご質問はございませんか。

１６番委員　イシハラフーズさんの解約が 37 件ありますが、なぜ解約に至ったのか、解約後の引き受けはどうなっているのか情報がありましたら教えてください。

事 務 局　確認し、後程回答いたします。

議　　長　他にご質問はございませんか。

１９番委員　只今の前のページの受人(ECHOES)の読み方を教えてください。

２４番委員　私の会社で、エコーズと読みます。

８番 委 員　ECHOES さんの解約理由を教えてください。

２４番委員　株式会社 ECHOES として３期目の会社です。親会社の児玉実次商店とは別に生産法人として株式会社 ECHOES を立ち上げ、児玉実次商店の生産部門を移行する予定でしたが児玉実次商店が以前頂いた補助事業の関係で ECHOES を一旦休ませ児玉実次商店へ農地をまとめるながれとなりましたので ECHOES で契約していた農地を解約し児玉実次商店で引き継ぎます。

８番 委 員　有難うございました。

議　　長　他にご質問はございませんか。

全 委 員　無し（の声あり）

議　　長　報告 16 号の承認につきましては、16 番委員からの質問に対する回答後に致します。

続きまして、議案第 60 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案第 60 号「非農地証明について」でございます。議案書は 69 ページになります。今月は２件の申請があり、1,832.00 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの１ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全 委 員　無し（の声あり）

議　　長　無いようですので採決いたします。議案第 60 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員　（全委員挙手）

議　　長　全委員挙手ですので、議案第 60 号については承認するものと決定いたしました。

次に、議案第 61 号「農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について」を議題と

いたします。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　議案第61号「農地利用状況調査等の結果に伴う非農地判断について」でございます。議案書は70ページから74ページになります。今月は、41件、50筆の30,903.11㎡について、非農地であるかの判断をお諮りするものでございます。梅北地区及び志和池地区の担当委員により最終確認をしていただいたところ、いずれも山林原野化、また面積が狭小であるため、今後も農地としての利用は見込めないとの判断でございました。つきましては、今回の50筆を非農地として判断してよろしいか、お諮りするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので採決いたします。議案第61号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員　　（全委員挙手）

議　　長　　全委員挙手ですので、議案第61号については非農地とすることに決定いたしました。

次に、議案第62号「農地法第５条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　議案第62号「農地法第５条許可後の事業計画変更申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」でございます。議案書は75ページになります。今月は３件の申請があり、2,020.01㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの２ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

５番委員　　案件番号２番についてです。所有権移転登記完了後に分筆が行われたということで、すでに宅地となっておりますが、この様な際にも事業計画変更は必要なのでしょうか。また、調査報告書のまとめに「所有権が譲渡人へ戻された」とありますが申請書の受人のことを指しているのでしょうか。

事　務　局　　当初計画されていた面積は489㎡でしたが分筆によって486.19㎡となるため計画変更の申請が必要となります。また、当初５条申請を提出された後に面積の変更があり申請が無効となったため、所有権が申請時の渡人へ戻されたもので、調査報告書のまとめに記載してあります譲渡人とは当初申請時の渡人を指します。なお、５条の17番により奥の家の方の排水路として申請を行っております。

１５番委員　　当初提出した５条申請の範囲に、奥の家の排水路がある土地まで含まれていたため、排水路のある土地を分筆することになりました。よって、今回のような申請となりました。

５番委員　　有難うございました。

議　　長　　他にご質問はございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので採決いたします。議案第62号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員　　（全委員挙手）

議　　長　　全委員挙手ですので、議案第62号については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第63号「農地法第３条許可申請による農業委員会の許可決定について」を議

題といたします。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　議案第63号「農地法第３条許可申請による農業委員会の許可決定について」でございます。議案書は76ページから79ページになります。今月は、正誤表にありますとおり１件の取下げがありましたので13件の申請となり、24,379.75㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの３ページから４ページに記載しており、いずれも農地法第３条第２項各号に該当しないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　ここでお諮りいたします。議案書77ページの７番につきましては、８番委員が当事者となりますので他と分けて審議いたします。まずは、７番を除く案件についてご質問はございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので採決いたします。議案第63号の７番を除く案件について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員　　（全委員挙手）

議　　長　　全委員挙手ですので、議案第63号の７番を除く案件については許可するものと決定いたしました。それでは８番委員の退室をお願いします。

８番委員　　（退室）

議　　長　　それでは、質疑に入ります。議案第63号の７番についてご質問はございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので採決いたします。議案第63号の７番について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員　　（全委員挙手）

議　　長　　全委員挙手ですので、議案第63号の７番については許可するものと決定いたしました。それでは８番委員の入室をお願いします。

８番委員　　（入室）

議　　長　　次に、議案第64号「農地法第４条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　議案第64号「農地法第４条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」でございます。議案書は80ページになります。今月は４件の申請があり、2,349.00㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの５ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので採決いたします。議案第64号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全　委　員　　（全委員挙手）

議　　長　　全委員挙手ですので、議案第64号については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第 65 号「農地法第５条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　議案第65号「農地法第５条許可申請による農業委員会の意見決定及び許可決定につい

て」でございます。議案書は 81 ページから 85 ページになります。今月は 16 件の申請があり、18,636.88 ㎡の内容となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの６ページから９ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全 委 員　無し（の声あり）

議　　長　無いようですので採決いたします。議案第 65 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員　（全委員挙手）

議　　長　全委員挙手ですので、議案第 65 号については許可相当と決定いたしました。

次に、議案第 66 号「農地の競（公）売に参加するための買受適格証明願について（５条）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案第 66 号「農地の競（公）売に参加するための買受適格証明願について（５条）」でございます。議案書は 86 ページになります。今月は１件の申請となっております。調査報告につきましては、別紙調査報告書のまとめの 10 ページに記載しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全 委 員　無し（の声あり）

議　　長　無いようですので採決いたします。議案第 66 号について、承認いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員　（全委員挙手）

議　　長　全委員挙手ですので、議案第 66 号については承認するものと致します。なお、議案書に記載しております付帯議決事項につきましても同時に承認するものと致します。

次に、議案第 67 号「農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局　議案第 67 号「農用地利用集積等促進計画の意見決定について（中間管理事業）」でございます。議案書は 87 ページから 100 ページになります。まず所有権移転ですが、今月は渡人から農業振興公社へ、また農業振興公社から受人への計 36 件の申請がありました。内訳は、全て公社購入後の即売であり、125,266.00 ㎡の内容となっております。また、利用権設定につきましては、４件の申請があり、10,273.00 ㎡の内容となっております。なお、11 月１日付けで県において公告を行うことになります。以上でございます。

議　　長　説明が終わりましたので、質疑に入ります。ただいまの件についてご質問はございませんか。

全 委 員　無し（の声あり）

議　　長　無いようですので採決いたします。議案第 67 号について、ご同意いただける方は挙手をお願いします。

全 委 員　（全委員挙手）

議　　長　全委員挙手ですので、議案第 67 号については承認するものと決定いたしました。

続きまして、先ほどご質問のありました報告第 16 号について事務局の説明をお願いします。

事　務　局　　報告第16号「農地法第18条第６項の規定による通知について」で先ほどご質問のありました回答になります。今月は134件の申請があり、その中で大きな３法人からの申請のうち一番多くの申請がありましたECHOESさんにつきましては、先ほど24番委員から説明を頂いたとおり関連会社へ利用権を移すために解約をしたとのことでした。残りの２法人はイシハラフーズさんとアグリセンターさんの案件になります。こちらはお互いに農地を交換するための申請になりますので今後も耕作は行われることになります。以上でございます。

議　　長　　16番委員よろしいでしょうか。

１６番委員　　ECHOES さんにつきましては議案書の解約事由の欄に借主変更と記載してありますが他にはこのような記載が無いので質問をさせて頂きました。

事　務　局　　ECHOES さんにつきましては関連会社が農地を引き受けるということで解約書に記載されていたため解約事由の欄に記載しております。イシハラフーズさんとアグリセンターさんにつきましては引受先の記載が無かったため解約事由の欄への記載はされておりませんが、今後もこの様な事案があった場合にはご質問頂ければ回答させて頂きます。

１６番委員　　有難うございました。

議　　長　　他にご質問はございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので、報告第16号につきましては承認するものといたします。

これで本日予定しておりました議案審議はすべて承認ということで終了いたしました。

他に皆さまから審議内容について何かございませんか。

全　委　員　　無し（の声あり）

議　　長　　無いようですので、これで第９回の総会を終了いたします。皆さま、どうもお疲れさまでした。

令和８年　　月　　日

議事録署名委員

16番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

17番委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者　黒葛原 尊